

## 広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則

(平成17年8月30日規則第6号)

改正 平成27年12月28日 規則第2号

改正 平成28年 2月26日 規則第2号

改正 平成30年 3月 1日 規則第2号

改正 平成31年 4月 1日 規則第7号

知多北部広域連合個人情報保護条例施行規則（平成12年知多北部広域連合規則第2号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合個人情報保護条例（平成17年知多北部広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第53条の規定に基づき、広域連合長が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第4号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（条例第6条第4項の実施機関の規則で定める社会的差別の原因となるおそれのある個人情報）

第2条 条例第6条第4項の実施機関の規則で定める社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であることに関する個人情報とする。

（条例第14条第1項の実施機関の規則で定める事務等）

第3条 条例第14条第1項の実施機関の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 広域連合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務
- (3) 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務

2 条例第14条第1項第8号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 外部委託の有無
- (4) 保有個人情報の経常的提供先
- (5) 主な個人情報の記録の名称及び記録媒体

- 3 条例第14条第1項前段に規定する書面は、様式第1のとおりとする。
- 4 条例第14条第1項後段の規定による変更の届出の書面は、様式第2のとおりとする。
- 5 条例第14条第3項に規定する書面は、様式第3のとおりとする。
- 6 条例第14条第5項に規定する目録は、様式第4のとおりとする。

(条例第16条第1項第3号の実施機関の規則で定める事項等)

第4条 条例第16条第1項第3号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 開示に係る保有個人情報の写しの送付を受けようとする場合にあっては、その旨

2 条例第16条第1項に規定する開示請求書は、様式第5のとおりとする。

(条例第16条第2項等の実施機関の規則で定める保有個人情報の本人等であることを証明するために必要な書類)

第5条 条例第16条第2項、第26条第1項、第30条第2項及び第38条第2項の保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして広域連合長が認める書類
- (2) 本人に代わって代理人が請求する場合 当該代理人又は任意代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として広域連合長が認める書類

(条例第21条第1項の実施機関の規則で定める事項等)

第6条 条例第21条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 開示の実施に要する費用の額

2 条例第21条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第6

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第7

3 条例第21条第2項に規定する書面は、様式第8のとおりとする。

(条例第22条第2項等に規定する書面の様式)

第7条 条例第22条第2項、第33条第2項及び第41条第2項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

(条例第23条等に規定する書面の様式)

第8条 条例第23条、第34条及び第42条に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

(条例第24条第1項及び第35条第1項に規定する書面の様式)

第9条 条例第24条第1項及び第35条第1項に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

(条例第25条第1項の実施機関の規則で定める事項等)

第10条 条例第25条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第12のとおりとする。

3 条例第25条第2項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第25条第2項に規定する書面は、様式第12のとおりとする。

5 条例第25条第3項(条例第43条第5項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第13のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施等)

第11条 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定により行政文書の写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における当該行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る行政文書1件につき1部とする。

3 条例第26条第2項の規定により行政文書の閲覧、聴取又は視聴（以下「閲覧等」という。）の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、閲覧等をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、広域連合長は、当該行政文書の閲覧等を中止し、又は禁止することができる。

（条例第30条第1項に規定する訂正請求書の様式）

第12条 条例第30条第1項に規定する訂正請求書は、様式第14のとおりとする。

（条例第32条第1項及び第2項に規定する書面の様式）

第13条 条例第32条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第15
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第16

2 条例第32条第2項に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

（条例第36条に規定する書面の様式）

第14条 条例第36条に規定する書面は、様式第18のとおりとする。

（条例第38条第1項に規定する利用停止請求書の様式）

第15条 条例第38条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19のとおりとする。

（条例第40条第1項及び第2項に規定する書面の様式）

第16条 条例第40条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21

2 条例第40条第2項に規定する書面は、様式第22のとおりとする。

（条例第43条第3項の規定による通知）

第17条 条例第43条第3項の規定による通知は、様式第23により行うものとする。

る。

(施行の状況の公表)

第18条 条例第51条第2項の規定による同条第1項の報告の概要の公表は、個人情報取扱事務の届出件数、開示請求等の件数その他必要な事項を知多北部広域連合公告式条例（平成11年知多北部広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の知多北部広域連合個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて作成されている個人情報取扱事務目録は、改正後の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されたものとみなす。

附 則（平成27年規則第2号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されている個人情報取扱事務目録は、改正後の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されたものとみなす。

附 則（平成28年規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 知多北部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年知多北部広域連合条例第2号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により広域連合長に届け出る書面の様式は、改正後の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則（以下「新規則」という。）様式第1に準ずるものとする。

3 この規則の施行の際現に改正前の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されている個人情報取扱事務目録の様式については、改正条例附則第2項の規定により改正条例による改正後の知多北部広域連合個人情報保護条例（平成17年知多北部広域連合条例第2号）第14条第1項第7号に掲げる事項が届出され、当該事項が記載された個人情報取扱事務目録が作成されるまで

の間、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第7号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されている個人情報取扱事務目録は、改正後の広域連合長が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されたものとみなす。

様式第1（その1）（第3条関係）

個人情報取扱事務届出書

第 号

年（ 年） 月 日

知多北部広域連合長 様

知多北部広域連合長

知多北部広域連合個人情報保護条例第14条第1項前段の規定により、次のとおり  
個人情報を取り扱う事務を開始するので届け出ます。

届出番号											
担当課等											
個人 情報 報 取 扱 事 務	名称										
	目的										
	根拠法令等	<input type="checkbox"/> 有（名称 _____） <input type="checkbox"/> 無									
	対象者の範囲	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____									
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規（ _____ 年（ _____ 年） 月 日）									

注 「対象者の範囲」は、対象者全てを記入すること。6以上ある場合は、右余白  
に番号を付した上で記入すること。



様式第2（第3条関係）

個人情報取扱事務変更届出書

第 号  
年（ 年） 月 日

知多北部広域連合長 様

知多北部広域連合長

知多北部広域連合個人情報保護条例第14条第1項後段の規定により、次のとおり  
個人情報取扱事務を変更するので、届け出ます。

担 当 課 等		
事 務 の 名 称		
変 更 年 月 日	年（ 年） 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
備 考		

様式第3（第3条関係）

個人情報取扱事務廃止届出書

第 号  
年（ 年） 月 日

知多北部広域連合長 様

知多北部広域連合長

知多北部広域連合個人情報保護条例第14条第3項の規定により、次のとおり個人情報取扱事務を廃止したので、届け出ます。

担 当 課 等	
事 務 の 名 称	
廃 止 年 月 日	年（ 年） 月 日
廃 止 の 理 由	
備 考	

様式第4（その1）（第3条関係）

個人情報取扱事務目録

（実施機関名） \_\_\_\_\_

届出番号											
担当課等											
個人情報取扱事務	名称										
	目的										
	根拠法令等	<input type="checkbox"/> 有（名称 _____） <input type="checkbox"/> 無									
	対象者の範囲	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____									
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規（ _____ 年（ _____ 年） _____ 月 _____ 日）									



様式第 5 (第 4 条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

氏 名  
郵便番号  
住所 (居所)  
電話番号

知多北部広域連合個人情報保護条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	本人・本人の法定代理人・本人の任意代理人	
開示請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称: )	
	※ 保有特定個人情報の有無	有 ・ 無
※ 開示の実施の方法	閲覧 ・ 聴取 ・ 視聴	
	写しの交付 (写しの送付: 希望する・希望しない)	

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	※ 区分	未成年者 ・ 成年被後見人 ・ 病人等 ・ その他
	氏 名	
	住所 (居所)	(電話番号 )

注 1 ※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。

- 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。
- 任意代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、次の書類が必要です。
  - 本人の委任状及び2の書類
  - 病人等の任意代理人の方が請求する場合(保有特定個人情報の開示請求をする場合を除きます。)は、医師の診断書等本人が直接請求できない理由を明らかにする書類
- 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。)を負担していただきます。

次の欄は、記入する必要はありません。

記録の名称	( 年度)
担当課等	
本人の確認	
請求者の確認	
代理関係の確認	

様式第 6 (第 6 条関係)

自己情報開示決定通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年 ( 年) 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容		(行政文書の名称 : )	
開示を実施する日時及び場所	日時	年 ( 年) 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額		1 写しの作成に要する費用	円
		2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分
担当課等		電話番号	(内線)

注 1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

様式第7（第6条関係）

自己情報一部開示決定通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長



年（ 年） 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報

については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )		
開示を実施する日時及び場所	日時	年（ 年） 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手		円分
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担当課等	電話番号 (内線)		

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

様式第 8 (第 6 条関係)

自己情報不開示決定通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年 ( 年) 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話番号 (内線)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に知多北部広域連合を被告として (訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9（第7条関係）

決定期間延長通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年（ 年） 月 日付で

請求のありました保有個人

情報については、知多北部広域連合個人情報保護条例第 条第 項の規定

により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
知多北部広域連合個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年（ 年） 月 日から 年（ 年） 月 日まで
延長後の決定期間	年（ 年） 月 日から 年（ 年） 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号 (内線)

様式第10（第8条関係）

決定期間特例通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長



年（ 年） 月 日付で

請求のありました保有個人

情報については、知多北部広域連合個人情報保護条例第

条の規定により、次

のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )			
知多北部広域連合個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年（ 年）	月	日から	年（ 年）
請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき決定等をする期間及びその部分	期 間	年（ 年）	月	日から
	部 分	年（ 年）	月	日まで
残りの保有個人情報について決定等をする期限	年（ 年）	月	日	
知多北部広域連合個人情報保護条例第 条を適用する理由				
担 当 課 等	電話番号 (内線)			

様式第 1 1 (第 9 条関係)

事案移送通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長



年 ( 年) 月 日付で

請求のありました保有個人

情報については、知多北部広域連合個人情報保護条例第

条第

項の規定

により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )
移送をした実施機関 (広域連合長)の担当課等	電話番号 (内線)
移送を受けた実施機関 ( 決定等をする実施機関)	
移送を受けた実施機関の担当課等	電話番号 (内線)
移送をした理由	

意見照会書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長



知多北部広域連合個人情報保護条例第16条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同条例第25条第1項第2項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により年（ 年） 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年（ 年） 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課等）	電話番号 (内線)
知多北部広域連合個人情報保護条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

別紙

意見書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

氏 名  
〔法人その他の団体にあ  
っては、名称及び代表  
者の氏名〕  
郵便番号  
住所（居所）又は事務  
所（事業所）の所在地  
電話番号

開示請求のあった保  
有個人情報記録され  
ている行政文書の  
名称

開示についての意見  
〔該当する番号を○  
で囲んでくださ  
い。〕

- 1 開示しても差し支えない
- 2 開示に反対する

開示に反対する場合  
の反対の理由

様式第13（第10条関係）

開示決定に係る通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長

印

開示に反対する意見書の提出  
年（ 年） 月 日付で審査請求のあり  
開示に反対する意思の表示

ました保有個人情報について、次のとおりその全部  
一部 を開示することとしましたの  
で、知多北部広域連合個人情報保護条例 第25条第3項  
第43条第5項において準用する同条例第25条第3項  
の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報 が記録されている行政 文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年（ 年） 月 日
開示請求のあった保有個人 情報に含まれているあなた に関する情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日 時	年（ 年） 月 日 午前 午後 時 分
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話番号 (内線)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 知多北部広域連合個人情報保護条例第43条第5項において準用する同条例第25条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第14（第12条関係）

自己情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）知多北部広域連合長

氏 名  
郵便番号  
住所（居所）  
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、知多北部広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	本人・本人の法定代理人・本人の任意代理人	
訂正請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
	※ 保有特定個人情報の有無	有 ・ 無
訂正請求の趣旨		
訂正請求の理由		

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	※ 区分	未成年者 ・ 成年被後見人 ・ 病人等 ・ その他
	氏 名	
	住所（居所）	(電話番号 )

- 注1 ※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類のほか、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出が必要です。
- 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。
- 4 任意代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、次の書類が必要です。
- (1) 本人の委任状及び2の書類
- (2) 病人等の任意代理人の方が請求する場合(保有特定個人情報の訂正請求をする場合を除きます。)は、医師の診断書等本人が直接請求できない理由を明らかにする書類

次の欄は、記入する必要はありません。

記録の名称	( 年度)
担当課等	
本人の確認	
請求者の確認	
代理関係の確認	

様式第15（第13条関係）

自己情報訂正決定通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長



年（ 年） 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することとしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容		(行政文書の名称: )
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日		年（ 年） 月 日
担当課等		電話番号 (内線)

様式第16（第13条関係）

自己情報一部訂正決定通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長



年（ 年） 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容		(行政文書の名称: )
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正しないこととした部分及び理由		
訂正年月日		年（ 年） 月 日
担当課等		電話番号 (内線)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17（第13条関係）

自己情報不訂正決定通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長



年（ 年） 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
訂正しないこととした理由	
担当課等	電話番号 (内線)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18 (第14条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長



年 ( 年) 月 日付けで提供しました保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第36条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容		(行政文書の名称 : )
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 ( 年) 月 日	
担 当 課 等	電話番号 (内線)	

様式第19（第15条関係）

自己情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 知多北部広域連合長

氏 名  
郵便番号  
住所 (居所)  
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、知多北部広域連合個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	本人・本人の法定代理人・本人の任意代理人	
利用停止請求をする 保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )	
	※ 保有特定個人情報の有無	有 ・ 無
※ 利用停止請求の趣旨	知多北部広域連合個人情報保護条例第 条 の規定 番号利用法第 条 に違反して収集、利用、提供等されているので、 1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止	
利用停止請求の理由		

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人	※ 区 分	未成年者 ・ 成年被後見人 ・ 病人等 ・ その他
	氏 名	
	住所 (居所)	(電話番号 )

- 注1 ※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 「※ 利用停止請求の趣旨」の欄の「番号利用法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をいいます。  
 3 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。  
 4 法定代理人の方が請求する場合は、3の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。  
 5 任意代理人の方が請求する場合は、3の書類のほか、次の書類が必要です。  
 (1) 本人の委任状及び3の書類  
 (2) 病人等の任意代理人の方が請求する場合(保有特定個人情報の利用停止請求をする場合を除きます。)は、医師の診断書等本人が直接請求できない理由を明らかにする書類

次の欄は、記入する必要はありません。

記 録 の 名 称	( 年度)
担 当 課 等	
本 人 の 確 認	
請 求 者 の 確 認	
代 理 関 係 の 確 認	

式第20（第16条関係）

自己情報利用停止決定通知書

第 号

年（ 年） 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年（ 年） 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することとしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第40条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止年月日	年（ 年） 月 日
担当課等	電話番号 (内線)

様式第 2 1 (第 1 6 条関係)

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年 ( 年) 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第 4 0 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称: )
利用停止の内容	
利用停止しないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 ( 年) 月 日
担当課等	電話番号 (内線)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に知多北部広域連合を被告として (訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 2 (第 1 6 条関係)

自己情報利用不停止決定通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年 ( 年) 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、知多北部広域連合個人情報保護条例第 4 0 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話番号 (内線)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に知多北部広域連合を被告として (訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 3 (第 1 7 条関係)

審査会諮問通知書

第 号

年 ( 年) 月 日

様

知多北部広域連合長

印

年 ( 年) 月 日付けの 決定等 請求に係る不作為 に対する審査請求

については、次のとおり知多北部広域連合個人情報保護審議会に諮問しましたので、  
知多北部広域連合個人情報保護条例第 4 3 条第 3 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の内容	(行政文書の名称 : )
審査請求の内容	
諮問した日	年 ( 年) 月 日
担当課等	電話番号 (内線)